

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

# 福井市工事施工管理基準

令和2年10月

福井市

# 福井市工事施工管理基準

平成31年4月

福井市

改正(令和2年10月版)

平成31年4月版

### 福井市工事施工管理基準

### 福井市工事施工管理基準

この福井市工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、福井市土木工事共通仕様書〔R02.10〕第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

この福井市工事施工管理基準は、福井市工事共通仕様書〔H30.10〕第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

#### 1. 目的

この管理基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

#### 1. 目的

この基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

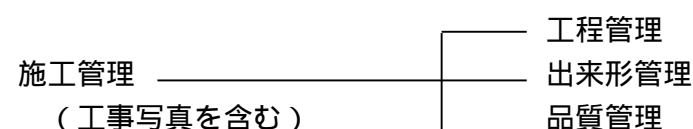
#### 2. 適用

この管理基準は、福井市が発注する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

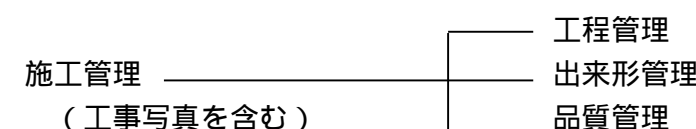
#### 2. 適用

この基準は、福井市が発注する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、又は基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

#### 3. 構成



#### 3. 構成



#### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

#### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理技術者を定めなければならない。
- (2) 施工管理技術者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

#### 5. 管理項目及び方法

##### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

##### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

##### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「      につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

##### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「      につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

測定箇所は、受発注者の協議により追加できるものとする。

##### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

##### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
<p>とする。</p> <p>6.規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7.その他 (1)工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、<u>工事完成時</u>に提出しなければならない。</p> <p>(2)情報化施工 10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。<u>ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。</u></p> <p>(3)3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」又は「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。</u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」又は「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」又は「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p><u>(4)施工箇所が点在する工事</u> <u>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</u> <u>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>する。</p> <p>6.規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7.その他 (1)工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、<u>検査時</u>に提出しなければならない。</p> <p>(2)情報化施工 10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)<u>及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」又は「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定も準用できるものとする。</u></p> <p>(3)3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」又は「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。</u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>